

市内指定児童発達支援事業所
市内指定放課後等デイサービス事業所
市内指定保育所等訪問支援事業所 御中

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

自己評価結果の公表及び市への届出について(通知)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」により児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援においては、自己評価及び保護者評価（保育所等訪問支援については訪問先評価も含む）を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

つきましては、自己評価結果の公表について、下記により市へ届出をお願いします。

なお、この報告がない場合は令和 7 年 4 月から自己評価結果等未公表減算が適用されますのでご注意ください。

記

1 対象サービス

那覇市指定児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※令和6年4月以前に新規指定を受け、令和7年4月以降も事業を継続する事業所が対象。

※令和6年5月以降に新規指定を受けた事業所は「3 提出期限」によらず、指定後おおむね1年以内に報告をお願いします。届出の案内は行っておりませんので、アンケート結果の公表、届出について漏れがないようお願いします。（届出がない場合は自己評価未公表減算適用となりますのでご注意ください。）

2 提出方法及び提出先

那覇市オンライン申請システムにて提出。

※入力には事業者の那覇市オンライン申請システムでの利用者情報登録が必要になります。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/898165e3-bfe2-449d-9afa-53b6f26c94a3/start>

3 提出期限 令和 7 年 3 月 31 日(金)17 時

※アンケート結果公表後に、上記期限までに提出してください。

システムでの入力項目が複数あるので余裕をもって提出ください。

例) 令和 7 年 4 月に公表、提出を行った場合は、令和 7 年 4 月の請求に関しては自己評価未公表減算適用となります。（公表後、届出を行った月まで減算適用となりますのでご注意ください。）

4 提出書類

(1) サービス共通

- ①自己評価結果の公表状況に関する届出書(那覇市オンラインシステムにて入力)
- ②アンケート結果を公表したインターネット等の画面コピー

(2) 児童発達支援

- ① 児童発達支援事業所における自己評価総括表(公表)
- ② 児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)
- ③ 保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果(公表)

(3) 放課後等デイサービス

- ① 放課後等デイサービス事業所における自己評価総括表(公表)
- ② 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)
- ③ 保護者等からの放課後等デイサービス事業所評価の集計結果(公表)

(4) 保育所等訪問支援

- ① 放課後等デイサービス事業所における自己評価総括表(公表)
- ② 保育所等訪問支援事業所における自己評価結果(公表)
- ③ 保護者等からの保育所等訪問支援事業所評価の集計結果(公表)
- ④ 訪問先施設からの事業所評価の集計結果(公表)

※(2)(3)(4)については、サービスごとに提出して下さい。

5 提出にあたっての注意事項(過年度の届出内容を踏まえて)

- ①事業所ごとにアンケートを実施・集計・届出を行ってください。

→法人内の全ての事業所について同一内容のアンケート結果を公表・届出している事業者が散見されました。事業所ごとに行ってください。

- ②アンケート結果を事業所ホームページ等で公表後に自己評価結果届出書を本市に届出してください。

→インターネット等の利用により広く不特定多数の人が閲覧できる状態にあることを公表として取り扱います。(保護者にアンケート結果を配布するような方法では公表とはみなしませんのでご注意ください。)事業所自らで評価し、また保護者から評価を受け、改善結果を公表、事業所運営に反映させることが目的ですので、公表後に自己評価結果届出書を提出してください。

6 その他

提出書類等については、那覇市ホームページの障がい福祉課「指定障害福祉サービス事業所に関するトップページ」中の「お知らせ(障がい福祉課より)」に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

以上

○お問い合わせ
障がい福祉課 事業所指定グループ
TEL:098-862-3275

※この通知文は UD フォントを使用しております。